

## 「電子入札適用業種の拡大」及び「建設工事に係る一抜け方式の実施」について

### 電子入札適用業種の拡大について

#### 1 目的

入札手続の透明性・公正性を確保し、入札事務の効率化及び迅速化を図るとともに、紙による入札書の作成や郵送の手間を省き、入札参加者の負担を軽減する。

#### 2 内容

条件付き一般競争入札に付す建設工事のうち、現在、電子入札の対象を①土木一式、②建築一式、③とび・土工・コンクリート、④電気、⑤管、⑥ほ装の6業種とし、「造園」、「防水」、「塗装」等の22業種については、郵便入札としているが、電子入札の適用を全業種に拡大する。

#### 3 実施日程

- ◆模擬入札の実施 10月（3回程度）
- ◆電子入札の拡大 10月の公告案件から実施  
※平成31年3月までは、電子入札と郵便入札の併用実施
- ◆全面実施 平成31年4月の公告案件から全面的な実施

### 一抜け方式の実施について

#### 1 目的

同一業者の複数受注による工事の品質の低下を防止するとともに、工事の受注機会の増大を図る。

#### 2 内容

同一日の複数の入札において、あらかじめ開札順を定めておき、先に落札候補者となった者のそれ以降の入札を無効とし、同一業者が複数件の落札者とならない方式をいう。

#### 3 対象工事

- (1) 支出予定額 500 万円以上の建設工事（条件付き一般競争入札）
- (2) 同一日入札
- (3) 同業種・同等級 【例】「土木一式：A等級」、「建築一式：B等級」

#### 4 実施時期

10月の公告案件から実施